

## 東京都版Q&A(令和元年12月2日更新)

※用語：aグループ→「経験・技能のある介護職員」、bグループ→「他の介護職員」、cグループ→「その他の職種」

番号	分類	項目	質問	回答	備考
01	対象人数	各グループ	賃金改善しない者も当該計画書の各グループの人数に含めるのか？	含める。	
02	対象人数	各グループ	人数はどのようにカウントするのか？例えば算定期間が6か月なら6倍するのか？	原則として常勤換算(小数点第二位以下切り捨て)で、cグループについては実人数可。算定期間が6か月でも6倍せず、1か月分でカウントする(現時点でも、6か月間の月平均でも可)。なお、aグループの「月額8万円の改善・改善後年額440万円以上」の人数は実人数。	
03	対象人数	aグループ	aグループを設定しなくてよいのか？(aグループの人数が法人の事業所数より少ない場合も同様)	原則として設定する必要があるが、合理的理由を説明することにより設定しないこともできる。	
04	対象人数	aグループ	aグループの設定基準は？	「介護福祉士」は必須であるが、その他の基準については法人の裁量で設定可。	
05	対象人数	aグループ	aグループの「月額8万円の改善・改善後年額440万円以上」には、現に440万円以上賃金をもらっている者も含めるのか？	含める。aグループの「月額8万円の改善又は年収440万円以上」の人数が事業所の数以上かどうかを判断するため。	
06	対象人数	aグループ	aグループの「月額8万円の改善・改善後年額440万円以上」について、常勤換算で0.8人年額400万円(総額は500万円)で要件を満たすか？カウントはどうするのか？	400万円÷0.8人=500万円なので満たす。その場合、「そのうち、月額8万円の改善・又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数)」の人数は1人としてカウントする。	
07	対象人数	cグループ	cグループは無制約か？本社の従業員も含まれるか？	原則として事業所での勤務実績のある者に限られる。但し、本社で勤務する者も事業所の業務を行っている判断できる場合はcグループに含めることができる。	介護保険最新情報734問13により訂正。
08	対象人数	cグループ	新加算対象外の居宅介護支援事業所のケアマネも、新加算対象の訪問介護のためにも働いているのだから、cグループに含めることはできるか？	その場合は、あくまでケアマネ業務として行うものであるため、cグループに含めることはできない。	
09	対象人数	cグループ	賃金改善前の賃金がすでに年額440万円超の者は、cグループには含まれず、本加算の対象外か？	本加算の対象外だが、cグループに含める。	令和元年8月20日訂正。
10	対象人数	cグループ	事業所ではなく法人雇用の機能訓練指導員が各事業所へ出向勤務している。このような場合cグループの対象か？	事業所で勤務する時間に応じて、常勤換算でcグループの対象となる(実人数も可)。	
11	対象人数	cグループ	cグループの人で、定期昇給等で440万円を上回った場合はどうなるのか？	440万円を超えたら本加算の対象外となる。それ以降は本加算は使えない。	
12	対象人数	役職者	役職者は本加算の対象外か？	事業所での勤務実績があれば本加算の対象となる。	
13	対象人数	併設事業所	併設事業所の職員は対象外か？	当該加算の対象サービスの事業所に勤務している職員でなければ対象外。	
14	対象人数	兼務の場合	例えば介護職員と生活相談員の兼務の場合は常勤換算で計算するのか？	兼務の場合にどのグループに入れるかは法人の裁量で判断可。常勤換算による分配も可。cグループに分配した場合は実人数可。	
15	対象人数	現に賃金が年額440万円以上の者	「現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合にはこの限りではない。」とはどういう意味か？	既に440万円以上の者以外の者について、月額8万以上又は年額440万円以上とする必要はないという意味。	
16	配分方法	8万円・440万円	月額8万円の改善・改善後年額440万円以上の者を設定しなくてよいのか？(法人の事業所数より少ない場合も同様)	原則として設定する必要があるが、合理的理由を説明することにより設定しないこともできる。	
17	配分方法	各グループ内	各グループ内での配分に制約はあるか？差をつけても良いか？	制約はない。差をつけても良い。ただし、cグループの者は改善後年額440万円超は不可。	
18	配分方法	配分割合	aグループ・bグループ・cグループの配分割合の4:2:1のルールを守れなかった場合はどうなるのか？	期間内の一時金支給等何らかの方法で、当該配分割合を守る必要がある。	
19	配分方法	bグループがない場合	bグループを設定せず、aグループとcグループだけに賃金改善は可能か？可能な場合、aグループとcグループの比率は4:1か2:1のどちらか？	可能である。4:1である。	
20	金額	期間	令和元年度の新加算は10月からの半年間だが、様式に入力する金額は1年間の金額を入力するのか、半年間の金額を入力するのか？	10月から算定する場合は半年間の金額を入力する。なお、年額440万円の要件の検討の際は、半年間の金額を2倍してください。	
21	金額	平成31年4月～令和元年9月の自助努力	元々の賃金水準の考え方について30年度がベースになることについて、平成31年4月～令和元年9月まで法人が自助努力により改善した部分を賃金改善に含められるか？	新加算が年度途中から開始することを考慮し、平成31年4月から新加算を織り込んで賃金改善を行っている場合は、賃金改善に含めることができる。	介護保険最新情報734問20により訂正。
22	金額	8万円・440万円	月額8万円の改善・改善後年額440万円以上の金額には現行加算を含むか？	8万円は改善(フロー)なので現行加算を含まない。結果(ストック)の440万円については、新加算は現行加算を前提にしているので含む。	
23	金額	前年度の賃金総額	加算を算定しない場合の前年度の賃金総額はいつ見ればいいのか？	賃金改善実施期間と同じ月数の前年度の賃金総額。例えば、賃金改善実施期間が令和元年10月から令和2年3月であれば、平成30年10月から平成31年3月までの賃金総額となる。	
24	金額	今回から現行加算と新加算を算定する場合	今回から新規に現行加算と新加算を算定する場合、計画書の⑥～⑨の「加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)」には現行加算を含めるのか？	含めない。通常は現行加算を含めるが、今回のような場合に現行加算を含めると賃金改善所要見込額に現行加算分も含まれることになるため。	
25	介護福祉士の配置等要件	サービス提供体制強化加算等の取得のタイミング	提出期限の8月末にはサービス提供体制強化加算のIイを取ってなかったが、10月1日から取った場合は、変更届で対応するのか？	10月1日から「サービス提供体制強化加算のIイ」の予定であれば、当初から新加算の加算Iで提出する(ただし、本来の加算算定要件は満たしている必要あり)。変更届は不要。そして、通常の加算届の場合と同様、「サービス提供体制強化加算のIイ」の加算届を9月15日までに提出する必要がある。なお、共通様式(加算)の「介護福祉士の配置等要件の変更予定」に「○」、計画書の「サービス提供体制強化加算Iイ」につき「予定」を選ぶこと。	介護保険最新情報734問31により訂正。
26	介護福祉士の配置等要件	特定加算Iの要件	「サービス提供体制強化加算の最も上位の区分(訪問介護にあっては特定事業所加算I又はII、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算Iイ又は入居継続支援加算、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算Iイ又は日常生活継続支援加算)を算定していること。」とあるが、加算の届出だけでなく実際に請求していることが必要か？	「算定していること」とあるので、実際に請求していることが必要である。	令和元年12月2日追加
27	見える化要件	その他の掲載方法	見える化要件について、その他の掲載方法として事業所・施設内での掲示ではダメなのか？	事業所・施設内では外部から見えないので、事業所・施設内の掲示では不十分。	
28	法人一括申請	事業所の数	法人一括申請する場合、aグループの「月額8万円・年額440万円」となる者と比較する事業所の数について、例えば通所介護と総合事業の通所介護あわせて1つとカウントするか別にカウントするか？	実態で判断し、一体的に運営されていれば1つ、別々に運営されていれば別にカウントする。	